

第3次横芝光町男女共同参画計画（素案）に係るパブリックコメント実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、第3次横芝光町男女共同参画計画（素案）に係るパブリックコメントの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において「パブリックコメント」とは、第3次横芝光町男女共同参画計画（素案）を横芝光町ホームページ及び横芝光町役場で公表し、町民等から当該計画（素案）に対する意見（以下「意見」という。）を募集することをいう。

（パブリックコメントの実施期間）

第3条 パブリックコメントの期間は、令和5年12月28日から令和6年1月26日までとする。

（意見の提出方法）

第4条 意見の提出方法は、町長が別に定める場所への持参、郵便、ファクシミリ、横芝光町ホームページその他町民等の意見が文書又は電磁的記録として残るものに限る。

2 電話による意見の受付は行わないものとする。

3 意見として受け付けることができるものは、意見を提出しようとする者の住所又は所在地及び氏名又は名称が明記されているものに限る。

（個人情報の保護）

第5条 前条第3項により提出者に明示させた住所及び氏名又は名称その他の個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨を踏まえ、適切に管理しなければならない。

（有効意見の取扱い）

第6条 第4条第1項による意見は、令和6年1月26日までに町長が別に

定める場所へ提出された書面、町ホームページに設置する専用フォーム、メールアドレスに送信された電子メール、ファックス番号に送信されたファックス又は同日までに町役場に到達した郵便に記載されたものにより有効とする。ただし、同日の消印がある郵便については、同日までに町役場に到達しなくても有効とする。

2 町長は、前項の規定により有効とされた意見及びそれに対する町の考え方を公表するものとする。ただし、提出された意見に、特定の個人又は法人その他の団体の権利利益を害するおそれがある情報その他公表することが不相当と判断される事項が含まれているときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

3 意見に対しての個別の回答は、行わないものとする。

(意見の公表)

第7条 提出された意見の記載内容は、住所又は所在地及び氏名又は名称その他の個人情報を除き、公表することを前提とする旨を意見募集時に明記するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、パブリックコメントの実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年12月28日から施行する。

(失効)

2 この要領は、第3次横芝光町男女共同参画計画を策定した日に、その効力を失う。